

令和6年度

横手西部農業水利事業

石持川幹線排水路新堰分水工他上屋建築工事

特 別 仕 様 書

東北農政局 平鹿平野農業水利事業所

## 第1章 総則

横手西部農業水利事業 石持川幹線排水路新堰分水工上屋建築工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標準仕様書（建）」という。）、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（以下「標準仕様書（電）」という。）に基づいて実施する。

なお、標準仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

## 第2章 工事内容

### 1. 目的

本工事は、横手西部土地改良事業計画に基づき建設された、石持川幹線排水路分水工ゲート開閉装置の管理を目的とした上屋を建築するものである。

### 2. 工事場所

秋田県横手市雄物川町今宿高花地内他

### 3. 工事概要

本工事は、次のとおりである。

#### (1) 新堰分水工上屋

- |           |     |      |                    |
|-----------|-----|------|--------------------|
| 1) 建築本体工事 | 1 棟 | 建築面積 | 11.8m <sup>2</sup> |
| 2) 電気設備工事 | 1 式 |      |                    |

#### (2) 出向分水工上屋

- |           |     |      |                    |
|-----------|-----|------|--------------------|
| 1) 建築本体工事 | 1 棟 | 建築面積 | 11.8m <sup>2</sup> |
| 2) 電気設備工事 | 1 式 |      |                    |

### 4. 施工範囲

本工事は、分水工上屋新築工事にかかる建築工事及び電気設備工事で施工範囲は、図面に示すとおりである。

### 5. 工事数量

別紙-1「工事数量表」のとおりである。

## 第3章 施工条件

### 1. 工程制限

出向分水工上屋の据付工事は、令和7年1月4日より着手可能と考えている。

### 2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等78日を見込んでいる。なお休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

### 3. 現場技術員

本工事に、現場技術員を配置する場合は、氏名等を別途通知する。

#### 4. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工 期：令和6年8月28日から令和7年2月3日まで

(余裕期間：契約締結の日から令和6年8月27日まで)

※ 契約締結後に於いて、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

### 第4章 現場条件

#### 1. 第三者に対する措置

##### (1) 騒音及び振動対策

騒音及び振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

##### (2) 交通対策

公道及び農道の使用に当たっては、地元住民、一般車両及び農耕車の通行を優先させなければならない。

#### 2. 関連工事

本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

石持川幹線排水路出向分水工ゲート設備製作据付その他工事

(施工予定時期 令和6年8月～令和7年3月)

石持川幹線排水路(その14)工事

(施工予定時期 令和6年7月～令和7年3月)

#### 3. 安全対策(架空線等公衆物損事故防止)

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書(土)第1編1-1-34及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議及び関連工事受注者との調整結果により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

#### 4. 法令等の遵守

工事の実施に当たっては、関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

### 第5章 工事用地等

発注者が確保を予定している工事用地及び工事施工上必要な用地(以下「工事用地等」とい

う。)は、監督職員が指示する。

## 第6章 設計

本工事に使用する設計条件は、次のとおりであり、既存分土工躯体に建設する。

1. 積雪深：2.0m
2. 地震力：標準せん断係数 $C_0=0.3$
3. 風圧力：風速30m/s
4. 地表面粗度：II

なお、上屋工については、別添図面に示すとおり施工するものとするが、設計条件を満たす場合はこの限りではない。その場合は構造計算書を提出し、監督職員の承諾を得るものとするが変更の対象としない。

## 第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

## 第8章 工事用材料

### 1. 規格及び品質

工事用材料については、事前に図面、カタログ等を添えて監督職員の承諾を得るものとする。また、JIS規格品は、改正産業標準化法（令和元年7月1日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証工場）での製造品とする。

### 2. 見本又は資料提出

見本又は資料の提出は本工事に係る全ての工事用材料を対象とし、使用前に試験成績書、構造計算書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

## 第9章 施工

### 1. 一般事項

#### (1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

#### (2) 施工

施工は、図面及び特別仕様書等の設計図書に基づき行うものとし、施工にあたり疑義が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

### 2. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

容 及 び 解 の 作 業 内	工程	作業内容	分別解体等の方法
	① 造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

② 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
③ 上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
④ 屋根	屋根の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
⑤ 建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
⑥その他 ( )	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

### 3. 上屋工

- (1) 受注者は、上屋工の施工に先立ち事前に施工計画書を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (2) 上屋工の施工にあたり、既設ゲートの運転に支障を来さないよう留意するものとし、施工時期について、監督職員と調整を行わなければならない。
- (3) 上屋工の施工にあたり、既設機器（巻上機、操作盤）に損傷を与えないよう、合板等による養生を行わなければならない。
- (4) 新堰分水工上屋の施工にあたっては市道出向石持川線からの施工を考慮しており、施工により道路が損傷し、道路管理者から修復等を求められた場合は、補修工事を指示することがある。

なお、受注者の責で道路を損傷した場合は現況復旧を行うこと。ただし、善良な使用にもかかわらず路面等の補修が必要な場合は監督職員と協議するものとする。

- (5) アンカー削孔の留意点について

アンカー削孔作業に当たっては、ドリルが既存躯体の鉄筋に接触しないよう鉄筋探査機等で確認のうえ施工するものとする。万が一接触が予想される場合は、監督職員の承諾のうえアンカー設置箇所を移動するものとする。

### 4. 除雪工

工事区域内の除雪は、出向分水工については石持川幹線排水路（その14）工事で行う。

なお、新堰分水工の施工において、除雪が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

## 第10章 施工管理

### 1. 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札説明書による。

### 2. 施工管理

本工事の施工管理は、「標準仕様書（建）」、「標準仕様書（電）」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」並びに「電気設備工事監理指針」によるものとする。

### 3. 工事現場等における遠隔確認について

- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」（令和6年3月22日5農振第3079号）によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teams である。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

### 4. 情報共有システムについて

- (1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。
- (2) 情報共有システムの活用については、（URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf>」）によるものとする。

### 5. 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。

#### (1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

#### (2) 機器等の導入

ア 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

#### (3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、（1）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記1）に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

#### (4) 写真の納品

受注者は、（3）に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品

するものとする。

なお、受注者は納品時にURL (<http://www.cals.jaic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

#### (5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

### 第11章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更該当する主な事項は、次のとおりである。

なお、両者協議の上、軽微と認めた事項については、変更しないことがある。

- (1) 既設構造物の形状が、図面との相違による建築構造に変更が生じた場合
- (2) 建築構造について、構造計算の照査結果により変更する場合
- (3) 既設道路の維持補修が、必要となった場合
- (4) 屋根の傾斜方向を変更した場合
- (5) 関連工事との調整により、後施工アンカーから、先施工アンカーに変更する場合
- (6) 場内整備工（舗装、安全柵等）が必要となった場合
- (7) 施設管理者等との調整により変更が生じた場合
- (8) 材料調達等の影響により工程に変更が生じた場合
- (9) その他両者協議のうえ必要と認めた場合

### 第12章 その他

#### 1. 契約後VE提案

##### (1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

##### (2) VE提案の意義及び範囲

1) VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。

- ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- ② 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
- ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を越えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

##### (3) VE提案書の提出

1) 受注者は、(2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」様式6-1）に記載し、発注者に提出しなければならない。

- ① 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由

②VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

③VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

④発注者が別途発注する関連工事との関係

⑤工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項

⑥その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

#### (4) VE提案の適否等

1) 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2) また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

3) VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

4) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

5) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

6) 5)の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。

7) VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

8) 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の6)のVE管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

#### (5) VE提案書の使用

発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

#### (6) 責任の所在

発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

## 2. 電子納品

工事完成図書を、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R） 正副2部

### 3. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

### 4. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項及び農林水産省ウェブサイトの「工事の施工効率向上対策」を十分に理解の上、対応するものとする。

#### (1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

#### (2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時及び新工種発生時等に受発注者間において、現場代理人及び受注会社幹部並びに事業所長、次長、主任監督員及び監督員が、現場条件、施工計画及び工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、工事円滑化会議は、主任監督員が主催するものとし、開催日程、出席者及び課題等については現場代理人と監督職員が協議して定めるものとする。

#### (3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人及び受注会社幹部並びに事業所長、次長、主任監督員及び監督員が、工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、設計変更確認会議は、主任監督員が主催するものとし、開催日程、出席者及び課題等については現場代理人と監督職員が協議して定めるものとする。

#### (4) 建設コンサルタントの出席

(1)、(2)及び(3)の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

#### (5) 工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

### 5. 建築工事における熱中症対策に係る費用の計上

本工事において、一般的な熱中症対策に関する項目（以下ア～キ）については、共通仮設費（率）及び現場管理費（率）等に含まれている。一般的な熱中症対策に関する項目（以下ア～キ）以外に関する項目（例えば、遮光ネット（足場に設置するものに限る）等）の熱中症対策を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更により対応するものとする。

ア 作業場用大型扇風機

イ 作業場換気用送風機

- ウ エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
- エ 熱中飮、タブレット、経口補水液の常備
- オ 遮光チョッキ、空調服
- カ ドライミスト
- キ 熱さ指数（WBGT値）の計測装置 等

## 6. 現場環境の改善の試行

本工事はだれでも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な経費を計上する試行工事である。

### (1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

#### 【快適トイレに求める機能】

- ア 洋式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

#### 【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鍵と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

#### 【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

### (2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格、基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

### (3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

## 7. 週休2日による施工

- (1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。
- (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。
- ア 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- ウ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
- ア 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
- イ 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
- ウ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- エ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記イの記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
- オ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費を補正する。

### ア 補正係数

	4週8休以上
現場閉所率	28.5%（8日/28日）以上
労務費	1.02

### イ 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記アに示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」にお

いて、点数 10 点を減ずるものとする。

- (6) 建築工事の場合における週休 2 日制については、「営繕工事における週休 2 日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」（令和 6 年 3 月 22 日付け国営積第 13 号国土交通大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長ついで打ち）に基づき施行するものとする。

市場単価方式による積算に当たっては、以下のとおり補正する。

工種	摘要	通期の週休 2 日促進工事 (新営補正率)
配管工事	電線管、2 種金属線び及び同ボックス	1.03
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03
	プルボックス	1.02
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03

## 8. 週休 2 日制の促進

- (1) 本工事は、週休 2 日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

- (2) 発注者は、現場閉所状況が 4 週 8 休以上（現場閉所率 28.5%（8 日/28 日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は 100 点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を 10 点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

ア 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙 5 に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大 2 点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて 1 点、2 点で評価する。

○監督職員用

### 【働き方改革】

- 週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。  
 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

イ 現場閉所による週休 2 日相当（4 週 8 休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙 3-1 に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の 2 つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休 2 日に満たない（休日率 4 週 6 休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- 休日の確保を行った。  
 その他 [理由：現場閉所により週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保を行った。]

○事業（務）所長用

- 工程管理に係る積極的な取組が見られた。  
 その他 [理由：現場閉所により週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に取り組んだ。]

ウ 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点点評価する。

○事業（務）所長用

<input type="checkbox"/> その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]
--

(3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

#### 9. 地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更

(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事施工にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

(3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（以下「計画書」という。別紙-2）を作成し、監督職員に提出するものとする。

(4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。別紙-3）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

(6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

(7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

#### 10. 1日未満で完了する作業の積算

(1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

(2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。

(3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。

(4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との

乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

#### 11. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下、「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する内訳書（以下、「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書等）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

#### 12. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

#### 第13章 定めなき事項

この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 新堰分土工上屋				
(1) 直接仮設工事				
水盛り方		式	1	
墨出し・現寸型板		式	1	
仕上内部足場	脚立足場	式	1	
養生費 (仕上+躯体)		式	1	
整理・清掃・跡片付け		式	1	
足場資材運搬費	内部足場	式	1	
既存機器養生費		式	1	
(2) 軽量型建物工事				
上屋	3700×3200	棟	1	
(3) 電気設備工事				
電 線	EM-I E2.0、管内	m	62.0	
電線管	E19 (露出)	m	17.0	
電線管	G22 (露出)	m	7.0	
露出丸形ボックス	25(22)2方出	個	3	
露出丸形ボックス	25(22)3方出	個	1	
露出スイッチボックス	1個用 11方出 CP19角	個	3	
プルボックス	SUS製、100*100*100 WP 露出形、防水形	個	2	
レースウェイ	(2種金属線び) 40*45	m	4.0	
スイッチ	枠付・プレート共 大角型1P15A×1	個	2	
コンセント	枠付・プレート共 2P15A×2 接地型	個	1	
照明器具	LED反射笠付 ベース付露出形	台	1	
照明器具	LED投光器、架台含む 11,800lm	台	1	
電線管等塗装	薄管、E19	m	17.0	

## 工 事 数 量 表

電線管等塗装	厚管、G22	m	7.0	
露出スイッチボックス塗装	1個用 1方出 CP19角	個	3	
露出丸形ボックス塗装	露出丸形ボックス 25(22)、2方出	個	3	
露出丸形ボックス塗装	露出丸形ボックス 25(22)、3方出	個	1	
電 線	CV3.5sq-2C、管内	m	6.7	
電 線	IV3.5sq、管内	m	6.7	
分電盤	2P-30A	個	1	
2. 出向分土工上屋				
(1) 直接仮設工事				
水盛り方		式	1	
墨出し・現寸型板		式	1	
仕上内部足場	脚立足場	式	1	
養生費 (仕上+躯体)		式	1	
整理・清掃・跡片付け		式	1	
足場資材運搬費	内部足場	式	1	
既存機器養生費		式	1	
(2) 軽量型建物工事				
上屋	3700×3200	棟	1	
(3) 電気設備工事				
電 線	EM- I E2.0、管内	m	62.0	
電線管	E19 (露出)	m	17.0	
電線管	G22 (露出)	m	7.0	
露出丸形ボックス	25(22)2方出	個	3	
露出丸形ボックス	25(22)3方出	個	1	
露出スイッチボックス	1個用 1方出 CP19角	個	3	



## 別紙－ 2

## 実績変更対象費に関する実施計画書

費目		費用	内容	計上額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給	
	小計			
合計				

## 実績変更対象費に関する変更実施計画書

費目		費用	内容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通仮 設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場管 理費	労務管 理費	募集及び 解散に要 する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外 の食事、 通勤等に 要する費 用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

令和6年度 横手西部農業水利事業

石持川幹線排水路新堰分水工他上屋建築工事

図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	枚数	備 考
1	位置図	1	
2 - 1/4	建築工事特記仕様書(その1)	1	
2 - 2/4	建築工事特記仕様書(その2)	1	
2 - 3/4	建築工事特記仕様書(その3)	1	
2 - 4/4	建築工事特記仕様書(その4)	1	
3	新堰分水工上屋 計画平面図	1	
4	新堰分水工上屋 平面図・立面図・仕様書	1	
5	新堰分水工上屋 柱脚配置図・部材リスト	1	
6	新堰分水工上屋 天井伏図・屋根伏図・屋根詳細図	1	
7	新堰分水工上屋 電気設備図	1	
8	新堰分水工上屋 配線配管図	1	
9	出向分水工上屋 計画平面図	1	
10	出向分水工上屋 平面図・立面図・仕様書	1	
11	出向分水工上屋 柱脚配置図・部材リスト	1	
12	出向分水工上屋 天井伏図・屋根伏図・屋根詳細図	1	
13	出向分水工上屋 電気設備図	1	
14	出向分水工上屋 配線配管図	1	
計		17	